

ものづくり創出支援事業補助金

事業の目的

室蘭市と登別市に蓄積された技術・人材などの産業資源を活用し、起業化から新分野への展開、技術研修まで幅広く対応し、一体化した支援を行うことにより、新製品・新技術の開発、新分野への展開や新事業の創出を促進するため、室蘭テクノセンターが支援します。

事業メニュー

1. 開発の芽育成支援事業

- ① 補助対象事業：事業化等の可能性のある製品・技術の新規開発又は大幅な改善に対する調査研究事業又は基礎技術確立事業等。なお、製品の完成・出荷、新技術の確立が認められる場合と過去に当事業を活用して実施した開発内容と類似したものを除くものとする。
- ② 補助対象者：中小企業者等及び任意の団体
- ③ 補助限度額：対象経費（報償費、旅費交通費、消耗品費、原材料費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、手数料、負担金、労務費等）の補助率
1年目 4/4以内、限度額80万円
2年目 3/4以内、限度額60万円
（室蘭工業大学との共同研究は、42万円を限度として加算できる）

2. 製品・技術事業化支援事業

- ① 補助対象事業：市場投入の実現性が高い新製品・新技術の開発又は既存製品・技術の大幅な改善を行う研究開発事業等。なお、過去に当事業を活用して実施した開発内容と類似したものを除くものとする。
- ② 補助対象者：中小企業者等及び任意の団体
- ③ 補助限度額：対象経費（報償費、旅費交通費、消耗品費、原材料費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、機械装置費、手数料、労務費等）の2/3以内、限度額200万円（室蘭工業大学との共同研究は、42万円を限度として加算できる）

3. 商品化推進支援事業

- ① 補助対象事業：(ア) マーケティング調査、消費者ニーズ調査などの需要調査等
(イ) 新製品のデザイン開発や既成デザイン改善などの実用化事業等
(ウ) 食品に関する開発であって、以下のいずれかに該当するもの
・新商品・新製品の開発
・既存商品・製品の大幅な改善
・マーケティング調査、デザイン開発を行う調査研究事業
- ② 補助対象者：中小企業者等及び任意の団体
- ③ 補助限度額：対象経費（報償費、旅費交通費、消耗品費、原材料費、印刷費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、外注加工費、手数料等）の3/4以内。（ア）、（イ）の限度額は100万円、（ウ）の限度額は30万円
ただし、食品に関するパッケージデザイン開発において、室蘭地域（室蘭、登別、伊達）以外の企業へ発注する場合は補助対象経費の2/3以内の額とする。

4. 市場開拓支援事業

- ① 補助対象事業：(ア) 製品・技術に関わる展示会等の出展
(イ) 製品・技術に関わるホームページ掲載画像企画・作製又は紹介パンフレット作成等
(ウ) 製品・技術に関わる公的商談会又は同等の商談会などへの派遣等

- ② 補助対象者 : 中小企業者等及び任意の団体
- ③ 補助限度額 : (ア) 対象経費(旅費交通費、使用料及び賃借料、出展料、展示工事費、輸送費、印刷費、委託料)の1/2以内、限度額50万円(海外出展は20万円まで加算できる)
- (イ) 対象経費(委託料等)の1/2以内、限度額30万円(外国語のものは10万円まで加算できる)。ただし、室蘭地域以外の企業へ発注する場合は補助対象経費の1/3以内の額とする。
- (ウ) 対象経費(旅費交通費等)の1/2以内、限度額5万円(海外への派遣は5万円まで加算できる)

5. ものづくり創業支援事業

- ① 補助対象事業 : ものづくりに関する事業展開のための事務所経費を助成
- ② 補助対象者 : 創業間もない中小企業(2年以内)
- ③ 補助限度額 : 対象経費(光熱費(基本料金のみ)、通信運搬費(基本料金のみ)、賃借料(家賃・事務機器賃借)等)の1/2以内、限度額月5万円、補助事業の期間は2ヵ年以内

6. ものづくり技術・技能習得研修支援事業

- ① 補助対象事業 : 技術・技能・デザイン開発などの習得のための先進企業や試験研究機関への技術者派遣又は専門技術者招聘等による人材教育、研修事業等
対象企業は、年度内に延べ5日以上派遣又は招聘の日数のあるものとする。
- ② 補助対象者 : 中小企業者及び任意の団体
- ③ 補助限度額 : 対象経費(報償費、旅費交通費、研修費等)の1/2以内、限度額40万円

7. ものづくり資格取得支援事業

- ① 補助対象資格 : 技能士、その他別表に定める資格
- ② 補助対象者 : 中小企業者
- ③ 補助限度額 : 対象経費(旅費交通費、検定料(講習受講に係る費用は除く)、手数料等)の1/2以内、限度額10万円
ただし、上記の補助対象経費は事前申請し且つ技能検定に合格した者の経費。また、新規取得のみを対象。

8. 検査測定支援事業

- ① 補助対象 : 新商品・新製品又は商品・製品の大幅な改善に係る性能検査のために実施する、試験研究機関の検査・測定機器の使用又は試験依頼
- ② 補助対象者 : 中小企業者
- ③ 補助限度額 : 対象経費(使用料、手数料(講習受講に係る費用は除く)等)の1/2以内、限度額5万円

■ 募集期間 平成30年8月22日(水)～平成30年12月28日(金)の期間で随時募集
(ただし、予算額に達した時点で募集終了となります。)

■ 事業期間 交付決定日～平成31年3月15日(金)

■ 募集メニュー(1.「開発の芽育成支援事業」と2.「製品・技術事業化支援事業」の申請期限は9/28(金)まで)

- | | | |
|-----------------|----------------|----------------------|
| 1.開発の芽育成支援事業 | 2.製品・技術事業化支援事業 | 3.商品化推進支援事業 |
| 4.市場開拓支援事業 | 5.ものづくり創業支援事業 | 6.ものづくり技術・技能習得研修支援事業 |
| 7.ものづくり資格取得支援事業 | 8.検査測定支援事業 | |

■ 問い合わせ先・申請先

公益財団法人室蘭テクノセンター 企業支援課

〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号

TEL 0143-45-1188 FAX 0143-45-6636

URL <http://www.murotech.or.jp/>